

關係法令等

関係法令等目次

憲法（抜粋）.....	57
男女共同参画社会基本法（全文）.....	57
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）.....	63
女子差別撤廃委員会による一般勧告第 25 号（抜粋）.....	63
女性差別撤廃条約履行状況に関する日本の第 4 回・5 回報告に対する女子差別撤廃委員会最終コメント（抜粋）.....	70

憲 法（抜粋）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

男女共同参画社会基本法（全文）（平成11年6月23日法律第78号）

〔改正 平成11年7月16日法律第102号
同 11年12月22日同 第160号〕

目次

前文

第1章 総則（第1条 第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条 第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条 - 第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画

社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた 施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関

する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣にに対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣にに対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号の規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要であると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則（平成 1 1 年 7 月 1 6 日法律第 1 0 2 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 1 1 年法律第 8 8 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日 = 平成 1 3 年 1 月 6 日）

一 略

二 附則第 1 0 条第一項及び第 5 項、第 1 4 条第 3 項、第 2 3 条、第 2 8 条並びに第 3 0 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 2 8 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 3 0 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成 1 1 年 1 2 月 2 2 日法律第 1 6 0 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 1 3 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

女子差別撤廃条約履行状況に関する日本の第4回・5回報告に対する女子差別撤廃委員会最終コメント(仮訳)(抜粋)

367. 委員会は、国の審議会等における女性の登用拡大のための指針及び社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%にするという数値目標が設定されたことを歓迎する一方、国会、地方議会、司法、外交官などのハイレベルの、選挙で選ばれる機関において、また市長、検察官、警察官としての女性の参加が低いことについて懸念を有する。

368. 委員会は、締約国が、公的活動のあらゆる分野、特にハイレベルの政策決定過程に女性が参画する権利を実現するため、なかでも条約の第4条1に基づく暫定的特別措置の実施を通じ、政治的・公的活動における女性の参加を拡大するための更なる取組を行うことを勧告する。委員会は、締約国が、将来の女性指導者への訓練プログラムを支援すること、男女共同参画実現のためには意志決定過程への女性の参画が重要であることを啓発するキャンペーンを実施することを要請する。

○ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

○ 女子差別撤廃委員会による一般勧告第25号（抜粋）

I. 序論

1. 女子差別撤廃委員会は、第20回会期（1999年）において、条約第21条に従い、女子差別撤廃条約第4条1項に関する一般勧告を練り上げることを決定した。この新たな一般勧告は、とりわけ、暫定的特別措置に関する一般勧告第5号（第7回会期、1988年）、条約第8条の実施に関する一般勧告第8号（第7回会期、1988年）、女性の公的活動に関する一般勧告第23号（第16回会期、1997年）などの過去の一般勧告、締約国の報告及びそれら報告に対する委員会の最終コメントを踏まえたものである。
2. 本一般勧告により、委員会は、条約の実施にあたり締約国によるその最大限の活用を促進、確保するため、第4条1項の性質と意味を明確にすることを目指している。委員会は、締約国が本一般勧告を自国の言語に翻訳し、政府の立法、行政、司法部門及びそれらの運営機構や、メディア、学界、人権や女性の団体・機関を含む市民社会に広く普及させることを奨励する。

II. 背景：条約の趣旨と目的

3. 条約は、力強い手段である。1979年の条約採択以来、委員会は、国内・国際レベルの他の関係者と同様に、漸進的な思考により、条約の条項の実質的な内容、女性に対する差別の特有な性質及びかかる差別と闘うための手段の明確化と理解に貢献してきた。
4. 第4条1項の適用範囲と意味は、人権及び基本的自由の享受における女性の法律上の及び事実上の男性との平等を達成することを目的として女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するという、条約の全体的な趣旨と目的に照らして決定されるべきものである。

条約の締約国には、女性の地位を法律上及び事実上男性と平等なものに改善する為に、この女性が差別されない権利を尊重、保護、促進、実現し、女性の発展と地位向上を確保するという法的義務がある。

5. 条約は、多くの国内・国際的な法的規準・規範において用いられている差別の概念にとどまらない。これらの規準・規範は性に基づく差別を禁止し、恣意的、不公平、かつ/または不当な区別に基づく待遇から男性と女性をともに保護するが、条約は、女性が女性であるからという理由で様々な形態の差別に苦しんできたこと、また苦しみを続けていることを強調し、女性に対する差別に焦点を当てている。
6. 第1から5条及び第24条をつなげて読むと、これは条約の実質的条項すべてについての一般的な解釈の枠組みを形成するが、3つの義務が女性に対する差別を撤廃するための締約国の取組の中心となることを示唆している。これらの義務は一元的に実施されるべきであり、単なる形式的法的な女性と男性の平等な待遇の義務を越えて広げるべきである。
7. 第一に、締約国の義務は、女性に対する直接的または間接的な差別が法律に存在しないこと、さらに、女性が所轄裁判所、制裁措置その他の救済手段により、公的及び私的領域において、差別（国家機関、司法、団体、企業または個人により行われた）から保護されることを確保することである。第二に、締約国の義務は、具体的かつ効果的な政策及びプログラムを通して、女性の事実上の地位を改善することである。第三に、締約国の義務は、個人による個人的行動を通してだけでなく、法律、法的・社会的構造・制度において、女性に影響を与えている広く行き渡ったジェンダー関係と根強いジェンダーに基づくステレオタイプに対処することである。
8. 委員会の見解では、単なる形式的法的または計画的な方法は、委員会が実質的な平等と判断する女性の事実上の男性との平等を達成するのに十分ではない。更に、条約は、女性が平等なスタートを与えられ、特権的な環境により結果の平等を達成するまでにエンパワーされることを要求する。女性に男性と同一の待遇を保証することだけでは十分ではない。むしろ、男性と女性との生物学的な、さらに社会的・文化的に構築された差異が考慮されなくてはならない。ある状況下では、かかる差異に対処するためには、女性と男性の非同一的待遇が要求される。実質的平等という目標の追求は、女性の過少代表の克服と男女間の資源と権力の再分配を目的とした効果的戦略も要求する。
9. 結果の平等は、事実上のまたは実質的な平等の論理的な当然の結果である。これらの結果は現実に量的かつ/もしくは質的なものであるかもしれない。すなわち、男性と全く同数の様々な分野で権利を享受する女性、同じ収入レベルや意思決定における平等及び政治的影響力を享受する女性、暴力からの解放を享受する女性である。
10. 女性の地位は、女性に対する差別と不平等の根本的原因が効果的に対処されない限り改善されないであろう。歴史的に決定された男性の権力と生活形態のパラダイムにもう閉じ込められないために、女性と男性の生活は、文脈的方法と機会、制度、組織の真の変革のために採用された手段によって検討されるべきである。
11. 女性の生物学的に決定された不変の要求と経験は、個人や支配的ジェンダー観念による、あるいは社会的・文化的構造・制度におけるかかる差別の現れによる、過去及び現在の女性に対する差別の結果である他の要求とは区別されるべきである。女性に対する差別撤廃の手段が講じられるにつれて、女性の要求は変化または消失するかもしれないし、

女性・男性両方の要求となるかもしれない。従って、女性の事実上のまたは実質的な平等の達成に向けた法律、計画、慣行の継続的監視は、もはや正当化されないであろう非同一的待遇の永久化を避ける為に必要である。

12. 女性のある集団は、女性だということによって彼女らに対して向けられる差別による苦しみに加え、人種、民族、宗教、障害、年齢、階級、身分やその他の別の理由に基づく多重な形の差別によって苦しんでいるかもしれない。かかる差別は、これら女性の集団に本質的に、あるいは男性とは異なる程度または異なる形で影響を及ぼす可能性がある。締約国は、かかる女性に対する多重な形の差別と彼女らへのその複合的な悪影響を撤廃するために、特定の暫定的特別措置をとる必要があるかもしれない。
13. 女子差別撤廃条約に加え、国連システムで採択された他の国際人権文書及び政策文書も平等の達成を支援する暫定的特別措置についての規定を含んでいる。かかる措置は、異なる専門用語で描写されており、それらの措置に付された意味と解釈もまた異なっている。第4条1項に関する本一般勧告が専門用語の明確化に寄与することを委員会は期待する。
14. 条約は、女性の人権と基本的自由の享受を妨げる過去及び現在の社会的、文化的背景の差別的側面を対象としている。事実上のまたは実質的な不平等の原因と結果の撤廃を含め、女性に対するあらゆる形の差別の撤廃を目的としている。その結果、条約に従った暫定的特別措置の適用は、非差別と平等の規範の例外というよりは、女性の事実上のまたは実質的な平等を実現する手段のひとつである。

Ⅲ. 女子差別撤廃条約における暫定的特別措置の意味と適用範囲

第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

A. 第4条1項と2項の関係

15. 第4条1項における「特別措置」の目的と2項のそれとの間には明確な差異がある。第4条1項の目的は、事実上のまたは実質的な男性との平等を達成するために女性の地位向上を促進し、女性に対する差別の過去・現在の形態と影響を是正するのに必要な構造的・社会的・文化的な変化をもたらす、また彼女らに補償することである。これらの措置は暫定的な性質のものである。
16. 第4条2項は、生物学的差異による女性と男性の非同一的待遇を規定している。これらの措置は、少なくとも第11条3項で言及されている科学上及び技術上の知識が見直しを正当化するような時までは、永続的な性質のものである。

B. 専門用語

17. 条約の編纂議事録 (travaux préparatoires) は第4条1項に含まれる「暫定特別処置」を表現するために様々な言葉を使用している。委員会自体も以前の一般勧告のなかで様々な用語を使用していた。締約国はしばしば「特別措置」を是正的、補償的、促進的意味において、「アフーマティブ・アクション」「ポジティブ・アクション」「積極措置」「逆差別」「積極差別」という用語と同一視する。これらの用語は議論と様々な国家背景の中で見られる多様な慣行から発生したものである。委員会は、締約国の報告を検討するときの慣行に従って、本一般勧告においては、第4条1項で要求されるように「暫定的特別措置」という用語のみを使用する。

C. 第4条1項の重要な要素

18. 第4条1項に基づき締約国が取る手段は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的、その他あらゆる分野における女性の平等参加を促進することを目的とすべきである。委員会は、これらの措置の適用を非差別の規範の例外としてではなく、むしろ、暫定的特別措置は、人権と基本的自由の享受における事実上のまたは実質的な男女平等の達成に向けて必要な締約国による戦略の一部として重要とみている。暫定的特別措置の適用はしばしば過去の女性に対する差別の影響を是正するが、女性の地位を男性と事実上のまたは実質的に平等なものに向上するという条約下にある締約国の義務は、過去の差別のいかなる証拠にも関係なく存在する。委員会は、条約下においてかかる措置を採用し実施する締約国は男性に対して差別するものではないと考える。

19. 締約国は、女性の事実上のまたは実質的な平等という具体的な目標の達成の促進に向けて第4条1項のもとで取られる暫定的特別措置と、女性と女兒の状況を改善するために採用された他の一般的な社会政策とを明確に区別すべきである。女性にとって潜在的に有利な、あるいは有利と思われる措置がすべて暫定的特別措置ではない。女性と女兒の市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利を保障するための一般的条件の規定は、彼女らに尊厳のある差別のない生活を保証するために策定されており、暫定的特別措置と呼ぶことはできない。

20. 第4条1項はかかる特別措置の「暫定的な」性質を明記している。それゆえ、「暫定的」の意味が、事実上、かかる措置の長期間の適用となるとしても、かかる措置が永久に必要であると見なされるべきではない。暫定的特別措置の期間は、具体的な問題に応じた機能的結果により決定されるべきであり、先決された経過時間により決定されるべきではない。暫定的特別措置は、求められた結果が達成され一定期間維持された場合は中止されるべきである。

21. 「特別」という用語も、人権論文に準拠しているが、注意深く説明される必要がある。その使用は、しばしば差別の対象である女性や他のグループを、弱く、傷つきやすく、社会で参画、競争するために臨時または「特別」な措置の必要があると見なしている。しかしながら、第4条1項の制定における「特別」の本当の意味は、その措置が独自の目的を果たすように策定されているという意味である。

22. 「措置」という言葉は、福祉または援助計画、資源の配分及び/または再配分、優遇措置、対象を絞った募集・雇用・昇進、期限付きの数値目標、クォータ制 (割り当て制) など、立法、行政、管理、その他規制の手段、政策、慣行の幅広い種類を含む。特定の「措置」の選択は第4条1項が適用される背景と達成を目指す具体的な目的次第である。

23. 暫定的特別措置の採用・実施は、対象とされた集団や個人の資格と実力の議論、また、政

治、教育、雇用といった分野において男性より資質がないとされる女性の優先に反対する議論につながるかもしれない。暫定的特別措置は事実上のまたは実質的な平等の達成を目的とするので、資格と実力の問題は、特に民間・公的部門の雇用の分野で、規範的、文化的に決定されるジェンダーバイアスについて注意深く検討される必要がある。公的、政治的職務への任命、選抜または選挙において、資格と実力以外の要素も、民主主義的公平の原則と選挙による選択の原則の適用を含め、役割を果たすべきかもしれない。

24. 第4条1項は、第1、2、3、5、24条と併せて読むと、締約国は「全ての適切な措置を講ずるものとする」と規定する第6条から第16条に関して適用される必要がある。このため、委員会は、もしかかる措置が女性の事実上のまたは実質的な平等の包括的または具体的目標の達成を促進するために必要且つ適切であると思われるのであれば、締約国はこれらのどの条項に関しても暫定的特別措置を採用・実施する義務があると考えられる。

IV. 締約国への勧告

25. 締約国の報告には、条約第4条1項に基づく暫定的特別措置の採用またはその欠如についての情報を含めるべきである。また、締約国は、混乱を避けるため、なるべく「暫定的特別措置 (temporary special measures)」という用語を順守すべきである。
26. 締約国は、女性の事実上のあるいは実質的な平等の具体的目標の達成を促進することを目的とした暫定的特別措置と、女性と女兒の状況を改善するために採用・実施された他の一般的な社会政策とを明確に区別すべきである。締約国は、女性にとって潜在的に有利な、あるいは有利と思われる措置がすべて暫定的特別措置として適切であるとは限らないことに留意すべきである。
27. 締約国は、女性の事実上のあるいは実質的な平等の達成を促進するために暫定的特別措置を適用する際には、特定の対象分野だけでなく生活の全側面における女性の状況の背景を分析すべきである。また、国内事情のなかでの特定の目標に関する暫定的特別措置の潜在的な影響を評価し、女性の事実上あるいは実質的な平等の達成を促進するために最も適切と考える暫定的特別措置を採用すべきである。
28. 締約国は、他のタイプではなくあるタイプの措置を選択した理由を説明すべきである。かかる措置の適用を正当とする理由には、女性の生活や機会を形成する条件や影響などを含む女性の実際の生活状況についての説明、または、多重差別に苦しめられている特定の女性グループについての説明、締約国がその暫定的特別措置の適用によってだれの地位を改善しようとしているのか、を含まなければならない。同時に、かかる措置と女性の地位向上に向けた一般的措置・取組の関係が明らかにされるべきである。
29. 締約国は、暫定的特別措置の採用に関するいかなる失敗についても適切な説明を提供すべきである。かかる失敗は、単に無力を断言することや、民間部門、民間機関または政党に内在するような独占市場や政治勢力による怠慢を説明することによって正当化されないだろう。締約国は、条約の第2条は、他の全ての条項と併せて読まれる必要があるが、これらの関係者による行為について説明する責任を締約国に課するという事を想起させられる。
30. 締約国は、いくつかの条項の下での暫定的特別措置に関して報告することができる。第2条の下で、締約国は、かかる措置の法的またはその他の根拠と、特定のアプローチを

選択した正当性について報告するよう求められている。締約国はさらに、暫定的特別措置に関するあらゆる法律についての詳細、特にかかる法律が暫定的特別措置の強制的または自発的な性質を規定しているかどうかについても報告が求められている。

31. 締約国は、暫定的特別措置の採用を考慮に入れた規定を憲法または国の法律に含めるべきである。委員会は、締約国に、包括的反差別法令、機会均等法令、または女性の平等に関する行政命令等の法律は、与えられた分野において定められた一つまたはいくつかの目標を達成するために適用されるべきである暫定的特別措置のタイプについて指針を与えることができる事を想起させる。かかる指針は雇用または教育に関する特定の法律にも含まれているかもしれない。非差別の関連法令と暫定的特別措置は、民間機関や企業だけでなく政府関係者も対象とすべきである。
32. 委員会は、暫定的特別措置は、公的雇用と教育部門を対象とするために、国、地域、または地方の政府の行政部門によって策定・採用された法令、政策指令及び/または行政指導にも基づくことができるという事実が締約国の注意を引く。かかる暫定的特別措置は行政事務、政治的領域及び民間教育・雇用部門を含むかもしれない。委員会はさらに、かかる措置は、公的または民間雇用部門の社会的パートナー間で交渉され、または公的または民間企業、機関、施設、政党により自主的に適用されることであるという事実が締約国の注意を引く。
33. 委員会は、暫定的特別措置のための行動計画は、独自の国内事情のなかで、彼らが克服しようとする問題の独自の性質の背景に対して、策定・適用・評価される必要がある、と繰り返し述べる。委員会は、締約国が報告書の中で、ある分野における女性の参画を生み出して彼女らの過少代表を克服する、特定の分野における資源と権力を再配分する、また/もしくは過去または現在の差別を克服し事実上の平等の達成を促進する制度的変化を起こすためなどの、あらゆる行動計画の詳細を提供することを勧告する。報告は、かかる行動計画がかかる措置の意図しない潜在的副作用とそれから女性を守るために考えられる行動についての考慮を含んでいるかどうかをも説明すべきである。締約国は報告の中で暫定的特別措置の結果を説明し、かかる措置の考えられる失敗の原因について見極めるべきである。
34. 第3条の下で、締約国は、かかる暫定的特別措置の策定・実施・監視・評価・強制執行に対して責務を負う機関について報告するよう求められている。かかる責務は、特定の計画の策定、実施の監視、影響と結果の評価という必須義務を持つ、女性省のような既存のまたは計画中国家機関、省庁または大統領府内の女性部門、オンブズパーソン、法廷、その他の公的あるいは民間団体などに与えられる。委員会は、締約国に、女性一般と特に影響を受けた女性の団体がかかる計画の策定・実施・評価において役割を担うことを確保することを勧告する。市民社会及び女性の様々な団体を代表している非政府組織との連携と協議を特に勧告する。
35. 委員会は、女性の状況に関する統計データについての一般勧告第9号に注意を引き、繰り返し述べる。また、女性の事実上のあるいは実質的な平等に向けた進展の達成と暫定的特別措置の効果を評価するために、性別に分類された統計データを、締約国が提供することを勧告する。
36. 締約国は、条約の関連条項の下で特定の分野において講じられる暫定的特別措置のタイプについて報告するべきである。各条項の下での報告は、具体的な目的と目標、予定表、特殊な措置を選択した理由、かかる措置に女性がアクセスできるようにする手段、実施

と進展の監視に責任がある機関についての言及を含むべきである。締約国は、どのくらいの数の女性が措置による影響を受けるか、どのくらいの数の女性が暫定的特別措置によりある分野にアクセスし参加するか、再分配を目的とする資力と権力の総計をどのくらいの数の女性にどのような期限で配分するか、を記述するよう求められている。

37. 委員会は、その中で教育、経済、政治、雇用の分野における、女性が国際的水準で政府を代表し国際機関の仕事に参画する領域における、また政治的・公的活動の領域における暫定的特別措置の適用を勧告した一般勧告第5、8、23号を繰り返し述べる。締約国は、その国内事情のなかで、政治的・公的活動における訓練、雇用、代表の全ての面・レベルと同様、特に全てのレベルの教育の全ての面に関して、かかる取組を強化すべきである。委員会は、全ての場合に、しかしながら特に保健の領域において、締約国が暫定的な性質の措置と継続的・永続的な性質の措置とをそれぞれの分野で慎重に区別すべきであることを想起する。
38. 締約国は、暫定的特別措置は、女性に対する差別あるいは不利益である文化的な慣行や固定観念的な考え方・行動の改善や撤廃を促進するために導入されるべきであることを想起する。また、暫定的特別措置は、クレジット・融資、スポーツ、文化・レクリエーション、法的認識の領域において実施されるべきである。必要であれば、かかる措置は農村女性を含む多重差別を受けている女性に向けられるべきである。
39. 暫定的特別措置の適用は、条約の全ての条項の下で可能ではないかもしれないが、委員会は、これらの措置がその状況下で必要であり最も適切であるだろうと見られる場合と同様、一方では平等な参画へのアクセスを促進する問題、他方では権力と資源の再分配を促進する問題が含まれるときはいつでも、その適用が検討されることを勧告する。

女子差別撤廃条約履行状況に関する日本の第4回・5回報告に対する女子差別撤廃委員会最終コメント(仮訳)(抜粋)

367. 委員会は、国の審議会等における女性の登用拡大のための指針及び社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%にするという数値目標が設定されたことを歓迎する一方、国会、地方議会、司法、外交官などのハイレベルの、選挙で選ばれる機関において、また市長、検察官、警察官としての女性の参加が低いことについて懸念を有する。

368. 委員会は、締約国が、公的活動のあらゆる分野、特にハイレベルの政策決定過程に女性が参画する権利を実現するため、なかでも条約の第4条1に基づく暫定的特別措置の実施を通じ、政治的・公的活動における女性の参加を拡大するための更なる取組を行うことを勧告する。委員会は、締約国が、将来の女性指導者への訓練プログラムを支援すること、男女共同参画実現のためには意志決定過程への女性の参画が重要であることを啓発するキャンペーンを実施することを要請する。